

資源管理基本方針の一部を変更する告示案についての意見・情報の募集について

令和 7 年 1 月
水 産 庁

第 1 今回の変更事項

変更事項 1 : 本則における管理年度途中の漁獲可能量の調整に係る規定の変更について

変更事項 2 : 本則における特別管理特定水産資源の指定の考え方の規定等について

変更事項 3 : 資源再建計画の策定方法を定めた「別紙 1」における資源再建計画の期間及び暫定管理基準値に係る規定の変更について

変更事項 4 : 「別紙 2-1 くろまぐろ（小型魚）」及び「別紙 2-2 くろまぐろ（大型魚）」における資源管理の目標、漁獲シナリオ等の変更について

変更事項 5 : 「別紙 2-12 するめいか」における資源管理の目標、漁獲シナリオ等の変更、及び「別紙 4-3 するめいか」における資源再建計画の内容の変更について

変更事項 6 : 「ぶり」及び「くろまぐろ（東部太平洋条約海域）」の特定水産資源への追加について

変更事項 7 : 「別紙 3-32 まだい日本海西部・東シナ海系群」の削除について
このほか、修辭的な修正や必要な附則を規定する予定。

第 2 今後のスケジュール

1 月 12 日から 2 月 10 日まで : パブリックコメントの実施

2 月中旬 : 水産政策審議会に諮問

3 月中 : 官報掲載

【変更事項5】「別紙2－12　するめいか」における資源管理の目標、漁獲シナリオ等の変更、及び「別紙4－3　するめいか」における資源再建計画の内容の変更について

1　変更の趣旨

- (1) 特定水産資源であるするめいかについては、資源管理の目標や漁獲シナリオを含む資源管理方針が、資源管理基本方針「別紙2－12」に規定されているほか、資源管理基本方針「別紙4－3」に、「別紙2－12」の内容も踏まえた資源再建計画が規定されている。
- (2) 資源管理基本方針の本則の第9の規定により、「農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を、当該資源管理基本方針に記載されているそれぞれの水産資源についておおむね5年ごとに行い、必要があると認めるときは、これを変更する」こととされている。
- (3) するめいかについては、今年度、資源管理基本方針の本則の第8の1に規定されている「資源管理の方針に関する検討会」が開催され、最新の資源評価に基づく資源管理の目標の案及び漁獲シナリオの案等について議論し、
- ① 資源管理の目標として、
 - ・ 研究機関から提案された目標管理基準値等のほか、
 - ・ 資源再建計画の下、資源管理基本方針「別紙1」（資源再建計画の策定方法）の2に規定される暫定管理基準値を定め、当該暫定管理基準値として限界管理基準値を用いること
 - ② 10年後に回復させるべき目標として暫定管理基準値を用いた漁獲シナリオを選択すること
 - ③ 当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかに漁獲可能量の変更に係る手続を行うこと
 - ④ 資源管理の目標及び漁獲シナリオは、遅くとも3年後に見直しを行うこと等が取りまとめられたところ。
- (4) 上記「資源管理の方針に関する検討会」の取りまとめ結果を踏まえ、「別紙2－12」及び「別紙4－3」の関連する規定について、所要の変更を行う。

2　変更内容の内容

変更の内容は、別添2のとおり。

(別添 2)

変更箇所	変更後	変更前
(別紙 2-12 するめいか)		
第 3 資源管理の目標	当該特定水産資源は、周年にわたり再生産が行われているが、特に秋季及び冬季に発生する群れの資源量が卓越していることから、従来から、秋季発生系群及び冬季発生系群の 2 系群に分けて資源評価が行われている。両系群の産卵場のかなりの部分は重複しているほか、両系群の分布域及び分布時期も広く重複があり、系群別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であること等を踏まえ、当面の間は一体として管理することが妥当である。 (略)	当該特定水産資源は、周年にわたり再生産が行われているが、特に秋季及び冬季に発生する群れの資源量が卓越していることから、従来から、秋季発生系群及び冬季発生系群の 2 系群に分けて資源評価が行われている。両系群の産卵場のかなりの部分は重複しており、両系群の分布域及び分布時期も広く重複があるため、一体として管理することにより、いずれか一方の系群への漁獲圧力の著しい増大につながるものではないと考えられる。 (略)
第 3 の 1 目標管理基準値	(1) 秋季発生系群 255 千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量) (2) 冬季発生系群 255 千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)	(1) 秋季発生系群 329 千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量) (2) 冬季発生系群 234 千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
第 3 の 2 限界管理基準値	(1) 秋季発生系群 123 千トン (最大持続生産量の 80 パーセントを達成するために必要な親魚量) (2) 冬季発生系群 145 千トン (最大持続生産量の 85 パーセントを達成するために必要な親魚量)	(1) 秋季発生系群 189 千トン (最大持続生産量の 75 パーセントを達成するために必要な親魚量) (2) 冬季発生系群 132 千トン (最大持続生産量の 85 パーセントを達成するために必要な親魚量)
第 3 の 3 暫定管理基準値	(1) 秋季発生系群 限界管理基準値である 123 千トン (2) 冬季発生系群 限界管理基準値である 145 千トン	(新設)
第 3 の 4 禁漁水準値	(1) 秋季発生系群 9 千トン (最大持続生産量の 10 パーセントを達成するために必要な親魚量) (2) 冬季発生系群 16 千トン (最大持続生産量の 15 パーセントを達成するために必要な親魚量)	(1) 秋季発生系群 30 千トン (最大持続生産量の 15 パーセントを達成するために必要な親魚量) (2) 冬季発生系群 14 千トン (最大持続生産量の 15 パーセントを達成するために必要な親魚量)
第 4 の 1	(1) 秋季発生系群 令和 6 年 (2024 年) の資源評価に基づき、親	(新設)

暫定管理基準値に係る漁獲シナリオ	魚量が令和16年(2034年)に、少なくとも50パーセントの確率で、暫定管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。 (2) 冬季発生系群 令和6年(2024年)の資源評価に基づき、親魚量が令和16年(2034年)に、少なくとも50パーセントの確率で、暫定管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。	
第4の2 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ	親魚量が令和26年(2044年)に、少なくとも50パーセントの確率で、目標管理基準値を上回るよう、資源再建計画の達成状況等を踏まえて、漁獲シナリオの検討を進める。	(1) 秋季発生系群 令和3年(2021年)の資源評価に基づき、親魚量が令和13年(2031年)に、少なくとも50パーセントの確率で、目標管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。 (2) 冬季発生系群 令和3年(2021年)の資源評価に基づき、親魚量が令和13年(2031年)に、少なくとも50パーセントの確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。
第4の3 漁獲圧力	(1) 秋季発生系群 ① 親魚量の値が限界管理基準値以上の場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に <u>0.65</u> を乗じた値とする。 ②・③ (略) (2) 冬季発生系群 ① 親魚量の値が限界管理基準値以上の場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に <u>0.50</u> を乗じた値とする。 ②・③ (略)	(1) 秋季発生系群 ① 親魚量の値が限界管理基準値以上の場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に <u>0.40</u> を乗じた値とする。 ②・③ (略) (2) 冬季発生系群 ① 親魚量の値が限界管理基準値以上の場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に <u>0.45</u> を乗じた値とする。 ②・③ (略)
第4の4 漁獲可能量の算定方法	漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、<u>令和7年(2025年)から令和9年(2027年)までは、次の(1)</u>	漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、<u>令和4年(2022年)から令和6年(2024年)までは、次の(1)</u>

	及び(2)に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。<u>ただし、農林水産大臣は、最新の資源調査の結果や漁獲状況を踏まえ、当該管理年度の資源量の算出に用いられた当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、利用可能な水産機構の助言等を基に、速やかに漁獲可能量の変更に係る手続を行う。</u> (1) 秋季発生系群 <u>資源評価において示される当該管理年度の資源量</u>に、3(1)の漁獲圧力を乗じた値 (2) 冬季発生系群 <u>資源評価において示される当該管理年度の資源量</u>に、3(2)の漁獲圧力を乗じた値	及び(2)に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。 (1) 秋季発生系群 <u>令和3年(2021年)の資源評価において示される令和4年(2022年)の資源量</u>に、3(1)の漁獲圧力を乗じた値 (2) 冬季発生系群 <u>令和3年(2021年)の資源評価において示される令和4年(2022年)の資源量</u>に、3(2)の漁獲圧力を乗じた値
第6の1(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準	漁獲可能量を、<u>令和3年(2021年)から令和5年(2023年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分すること</u>を基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。	漁獲可能量を、<u>平成30年(2018年)から令和2年(2020年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分すること</u>を基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。
第6の1(3) 漁獲割当てによる管理を行う都道府県及び大臣管理区分への上乗せ配分	一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないようにするため、都道府県のうち漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分及び漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分については、当初の配分において、次の①に掲げる都道府県又は②に掲げる大臣管理区分に対して、国の留保をそれぞれ当該①又は②に定める比率を用いて比例配分することにより算出した数量の50パーセントを、それぞれ上乗せして配分する。この場合において、上乗せして配分した大臣管理区分については、4の国の留保からの配分は、行わない。なお、<u>令和7管</u>	一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないようにするため、都道府県のうち漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分及び漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分については、当初の配分において、次の①に掲げる都道府県又は②に掲げる大臣管理区分に対して、国の留保をそれぞれ当該①又は②に定める比率を用いて比例配分することにより算出した数量の50パーセントを、それぞれ上乗せして配分する。この場合において、上乗せして配分した大臣管理区分については、4の国の留保からの配分は、行わない。なお、<u>令和6管</u>

	理年度から令和 9 管理年度においては、本規定は適用しない。 ①・② (略)	理年度においては、本規定は適用しない。 ①・② (略)
備考：第 6 の 4 に規定する「国の留保からの配分について」の内容については、大臣管理区分及び配分数量を明示する都道府県管理区分の関係者との調整を踏まえて、令和 6 年度中に変更する。		
(別紙 4－3 するめいか)		
第 1 対象となる特定 水産資源	するめいか	するめいか(別紙 2－12 第 3 の 1(2)に規定するするめいか冬季 発生系群に限る。)
第 2 資源再建計画の 期間	令和 7 管理年度から令和 26 管理年度まで	令和 5 管理年度から令和 14 管理年度まで
第 3 暫定管理基準値	<u>(1) 別紙 2－12 の第 3 の資源管理の目標に定めるとおり、暫定管 理基準値は、限界管理基準値である次の①及び②に掲げる値と する。</u> <u>① するめいか秋季発生系群 123 千トン</u> <u>② するめいか冬季発生系群 145 千トン</u> <u>(2) 別紙 2－12 の第 4 の漁獲シナリオに定めるとおり、暫定管理 基準値達成年度は令和 16 年(2034 年)とし、当該年に資源水 準の値が暫定管理基準値を上回る確率は、50 パーセントとす る。</u>	(新設)
第 5 資源再建計画の 検証の方法	1 資源再建計画の達成状況の検証は、 <u>資源再建計画の策定から 2 年ごとに資源評価に基づき行うこととし、水産庁は、その結 果を、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等が参加する会議 (するめいかに係る本則第 8 の 1 の資源管理の方針に関する検 討会又は T A C 設定に関する意見交換会(漁獲可能量の設定に 際し漁業者、加工流通業者等を対象に行う意見交換会をいう。))</u>	1 資源再建計画の達成状況の検証は、令和 6 管理年度に開催さ れる本則第 8 の 1 の資源管理の方針に関する検討会において、 最新の資源評価に基づき行うこととする。

	<u>において説明し、参加者間で議論を行う。</u> 2 (略)	2 (略)
第6 その他	1 資源再建計画の期間が満了する前に、<u>するめいか秋季発生系群及びするめいか冬季発生系群の資源水準の値が目標管理基準値を2管理年度連続して上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもってこの資源再建計画は終了する。</u> 2 <u>農林水産大臣は、資源再建計画の期間が満了する前に、するめいか秋季発生系群又はするめいか冬季発生系群のいずれかの資源水準の値が、目標管理基準値を2管理年度連続して上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもって、当該系群を資源再建計画の対象から削除するために必要な変更を行う。</u> 3 <u>農林水産大臣は、検証の時期にかかわらず、親魚量が別紙2-12の第3の4に定める禁漁水準値を下回っていることが判明した場合には、別紙2-12の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。</u>	1 資源再建計画の期間が満了する前に、資源水準の値が目標管理基準値を2管理年度連続して上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもってこの資源再建計画は終了する。 (新設) 2 検証の時期にかかわらず、親魚量が<u>禁漁水準（最大持続生産量の15パーセントが得られる親魚量）</u>を下回っていることが判明した場合には、別紙2-12の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。